



庄原市 新婚世帯定住促進補助金のお知らせ

新婚世帯が民間賃貸住宅に居住する場合に、家賃・通勤経費を補助することで、本市への若年層の定住促進を図ることを目的とした制度です。

補助の対象 (詳しくは、裏面でご確認ください)

次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 市内の民間賃貸住宅に配偶者と同一世帯として住所登録している住宅賃貸借契約書の契約者(借主)
- ② 実質家賃負担額が月額3万円を超えていること
- ③ 申請日現在において、婚姻の届出日から1年以内であること
- ④ 本人及び配偶者のいずれも40歳未満であること
- ⑤ 同居者全員、生活保護など公的機関の家賃補助を受けていないこと
- ⑥ 市税の滞納が無いこと

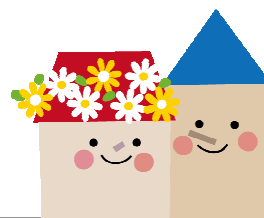
補助の内容

家賃補助：月額実質家賃負担額から3万円差し引いた額(上限2万円)

- ※ 毎月の家賃(共益費含む、駐車場代除く)から住宅手当を引いた額。
- ※ 家賃に駐車場料金込みの場合は、1台あたり2,000円として計算。
- ※ 1,000円未満は切捨て

通勤加算：月額3,000円(1世帯あたり)

- ※ 申請者または配偶者が市外に通勤する場合のみ



補助対象期間および支払い

補助対象期間は、交付申請を受理した日の翌月から12ヶ月間です。期間終了後、実績報告書を提出いただいた後に一括で支払います。

補助金の申請

申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付して提出してください。

- 添付書類：①本人及び配偶者の戸籍抄本 ②住居手当支給証明書
③住宅賃貸借契約書の写し ④市外勤務申出書(対象者のみ)

補助事業の期限

本制度の最終申請日は、平成29年3月31日です。

お問い合わせ・申請
庄原市役所 いちばんづくり課 定住推進係
TEL：0824-73-1257

私は補助対象？

確認してみましょう！！



スタート！！

婚姻届出後、1年以内の申請ですか？

いいえ

はい

民間賃貸住宅の契約者ですか？

※ 市営等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅又は借主（契約者）が会社名義の住宅、2親等以内の親族が所有する住宅は対象外。

いいえ

はい

契約した住宅に夫妻が同一世帯として住民登録していますか？

いいえ

はい

夫妻とも40歳未満ですか？

いいえ

はい

実質家賃負担額は、3万円を超えていますか？

いいえ

はい

同居者全員、生活保護など公的機関の家賃支援を受けていませんか？

いいえ

はい

対象外

**補助制度を
申請することができます！**

いちばんづくり課または支所総務室に
ご相談ください！！

